

令和8年度東京都放課後児童支援員認定資格研修 募集案内

主催：東京都福祉局子供・子育て支援部家庭支援課

東京都放課後児童支援員認定資格研修を下記のとおり実施いたします。受講を希望される方は、下記研修詳細を御確認いただき、「受講申込書」(別紙1)、「本人確認書類」(5ページ参照)、「受講資格確認書類」(別紙2-①参照)を揃えてお申し込みください。

記

1. 目的

本研修は「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」(平成26年厚生労働省令第63号。以下「基準」という。)第10条第3項に基づいて実施するものであり、基準第10条第3項各号のいずれかに該当し、放課後児童支援員として放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)に従事しようとする方に、業務遂行における基本的な考え方や心得、必要最低限の知識・技能を習得させることを目的としています。

2. 実施主体

東京都

※株式会社東京リーガルマインドが、東京都より本研修の運営業務の委託を受けて実施します。

3. 研修の詳細

(1) 研修対象者

基準第10条第3項の各号のいずれかに該当する方で、都内に所在する放課後児童クラブに現に従事している方又は都内に現住所を有する方で放課後児童クラブに従事しようとする方を対象とします。

基準第10条第3項の各号のいずれかに該当するかの判断は、申込日を基準とします。なお、「1号」「2号」「4号」「5号」「6号」「7号」「8号」については、令和9年3月31日までに要件を満たす場合の方も受講は可能です。詳細は下記の「※見込について」を参照してください。

申込者が定員を超えた場合、都内の放課後児童クラブに現に従事している方を優先します。

※ 見込について

- ・ 受講資格を満たす見込みのある方は、次の書類(写し可)を提出してください。
在学中の方：「資格取得見込み証明書」(1号、4号)、「卒業見込み証明書」(5号等)
資格試験を受験される方：「受験票の写し」及び「試験要綱等(合格発表日等の分かる書類)」(1号、2号)
※ 指定保育士養成施設卒業見込みの方は、必ず、資格取得見込みの証明書を御提出ください。学校の単なる「卒業見込み証明書」は1号の見込み書類に該当しません。また、教職課程の修了証明書や、「学力に関する証明書」は、4号の見込み書類には該当しません。
- ・ 受講資格を満たしたことの分かる書類を、**令和9年3月31日(必着)までに事務局宛てに御提出ください。**その後、修了証を交付します。
- ・ 上記の期限までに受講資格を満たしたことの分かる書類の提出が無い場合は、修了とはなりません。また、受講した科目は、受講済み扱いとはなりません。
- ・ 実務経験に基づく受講資格「3号」「9号」「10号」は、見込について第三者による公的な証明になじまないため、対象外とします。
- ・ 受講申込時に、見込み以外の受講資格を有する場合は、有する受講資格でお申し込みください(例：保育士試験を受験予定で受講資格1号を満たす見込みであるが、すでに3号の要件を満たしている場合は、3号としてお申し込みください。1号見込と3号とを併用した申込はできません。)

○基準第 10 条第 3 項

1 号	保育士(国家戦略特別区域法(平成 25 年法律第 107 号)第 12 条の 5 第 5 項に規定する事業実施区域内にある放課後児童健全育成事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士)の資格を有する者
2 号	社会福祉士の資格を有する者
3 号	学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)の規定による高等学校(旧中等学校令(昭和 18 年勅令第 36 号)による中等学校を含む。)若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第 90 条第 2 項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者(第 9 号において「高等学校卒業者等」という。)であつて、2 年以上児童福祉事業に従事したもの
4 号	教育職員免許法(昭和 24 年法律第 147 号)第 4 条に規定する免許状を有する者
5 号	学校教育法の規定による大学(旧大学令(大正 7 年勅令第 388 号)による大学を含む。)において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者(当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)
6 号	学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第 102 条第 2 項の規定により大学院への入学が認められた者
7 号	学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
8 号	外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
9 号	高等学校卒業者等であり、かつ、2 年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であつて、市町村長が適当と認めたもの
10 号	5 年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であつて、市町村長が適当と認めたもの

(2)実施日程・会場

集合研修により7クール、オンデマンド研修により3クールの合計10クール実施します。日程・会場等は次のとおりです。

<集合研修>

【第1クール】定員:300名

日程:7月6日(月),7月7日(火),7月8日(水),7月16日(木)

会場:大田区産業プラザ PiO コンベンションホール (大田区南蒲田 1-20-20)

【第2クール】定員:300名

日程:9月7日(月),9月8日(火),9月9日(水),9月10日(木)

会場:スクエア荏原 イベントホール全面 (品川区荏原 4-5-28)

【第3クール】定員:300名

日程:9月11日(金),9月14日(月),9月15日(火),9月16日(水)

会場:昭和女子大学 世田谷キャンパス 8号館コスモスホール (世田谷区太子堂1丁目7-57)

【第4クール】定員:300名

日程:10月8日(木),10月13日(火),10月14日(水),10月15日(木)

会場:ルミエール府中 コンベンションホール飛鳥 (府中市府中町2丁目24)

【第5クール】定員:300名

日程:10月27日(火),10月30日(金),11月4日(水),11月6日(金)

会場:スクエア荏原 イベントホール全面 (品川区荏原 4-5-28)

【第6クール】定員:300名

日程:1月25日(月),1月26日(火),1月27日(水),1月28日(木)

会場:ルミエール府中 コンベンションホール飛鳥 (府中市府中町2丁目24)

【第7クール】定員:300名

日程:3月1日(月),3月2日(火),3月3日(水),3月4日(木)

会場:昭和女子大学 世田谷キャンパス 8号館コスモスホール (世田谷区太子堂1丁目7-57)

<オンデマンド研修>

【Aクール】定員:500名程度

受講期間:7月1日(水)~7月31日(金)

【Bクール】定員:500名程度

受講期間:10月1日(木)~10月31日(土)

【Cクール】定員:500名程度

受講期間:2月8日(月)~3月7日(日)

※原則、クールをまたがった受講はできません。全日程出席可能なクールを選択してください。

※会場までのアクセスは、別紙3-①②③で御確認ください。

※御来場の際は、公共交通機関を御利用ください。

※定員や日程等は感染症等の発生状況により変動する可能性があります。

(3)参加費用

研修の参加費用は、無料です。

ただし、会場への往復の交通費及び昼食代等は、自己負担となります。また、オンデマンド研修の場合、受講のための環境は受講者様側で確保願います。

(4) 受講申込方法

① 申込日時時点で都内の公設公営又は公設民営の放課後児童クラブに所属している方(新規申込)

【勤務する放課後児童クラブが所在する各区市町村の所管課】へ「受講申込書」※¹、「本人確認書類」※²及び「受講資格確認書類」※³を御提出ください。

○各区市町村は、本人確認・受講資格要件の確認を行った後、次ページ(5)に記載の申込期間までに、「受講希望者一覧」をメールで、「受講申込書」及び「受講資格確認書類」を郵送等で下記研修事務局へ提出してください。

② 申込日時時点で都内の民設民営の放課後児童クラブに勤務している方(新規申込)

受講希望者ご本人が、下記研修事務局へ「受講申込書」※¹、「本人確認書類」※²及び「受講資格確認書類」※³を、(5)記載の申込期間までに御提出ください。

○申込者多数の場合は先着順となります(申込期間内の消印かつ必着のみ有効)。

○申込から修了証の発行までに婚姻等により氏名変更があった場合は、下記研修事務局宛てに、速やかに氏名変更があったこと分かる公的資料の御提出をお願いいたします。

③ 申込日時時点で放課後児童クラブに勤務していない都内在住の方(新規申込)

受講希望者ご本人が、下記研修事務局へ「受講申込書」※¹、「本人確認書類」※²及び「受講資格確認書類」※³を、(5)記載の申込期間までに御提出ください。

○申込者多数の場合は①②の方を優先し、先着順となります(申込期間内の消印かつ必着のみ有効)。

○都内の公設公営又は公設民営の放課後児童クラブに従事している方が区市町村を経由せず受講申込する場合は、③と同じ扱いとなります。

④ 令和7年度一部科目修了者又は欠席者(再受講者)

再受講希望者ご本人が、下記研修事務局へ「受講申込書」※¹を、(5)記載の申込期間までに御提出ください。
一部科目修了者の方は「一部科目修了証」の写し、欠席者の方は「受講決定書」の写しも必要です。

○「一部科目修了証」、「受講決定書」がお手元にない方は、「本人確認書類」※²を御提出ください。

○申込者多数の場合は、先着順となります(申込期間内の消印かつ必着のみ有効とします)。

○令和8年度の一部科目修了の方、欠席者の方の再受講の方法については、下記研修事務局までお問い合わせください。(この場合、できる限りの対応になります。会場の定員等によりご希望に添えない場合もあります。)

<送付先・お問い合わせ先 研修事務局> ※御本人状況②③④に該当する方の受講申込書提出先
〒164-0001 中野区中野 4-11-10
株式会社東京リーガルマインド福祉支援本部内 東京都放課後児童支援員認定資格研修事務局
TEL:03-5913-6203 FAX:03-5913-6206 E-mail:hshienin@lec-jp.com

※1 次ページ記載の(5) 申込期間を御確認のうえ、対応する「受講申込書」(別紙1-①・別紙1-②)を使用してください。

※2・※3 各確認書類の詳細は次ページのとおりです。

「本人確認書類」について

マイナンバーカード(表面のみ)、運転免許証、住民票等、公的機関発行の有効期限内の身分証明書等(全て写し可)
 ※現住所の記載のあるものに限り(申込書と「氏名」、「生年月日」及び「現住所」が合致しているかを確認します)。
 ※マイナンバーカードの裏面の写しを提出した場合は受付不可となりますので、御注意ください。

「受講資格確認書類」について

各種資格証、修了証明書、実務経験証明証等(別紙2-①参照)

※申込書と「氏名」が合致しているか、「保有資格」と提出された証明書が対応しているかを確認します。

※姓が変更になっている場合は、それを証明する書類が必要となります。ただし、公設クラブの場合は、別紙2-④証明書による証明に代えることができます。

※受講資格確認書類、御本人様確認書類は、A4サイズの用紙で御提出願います。

もとの書類(学校の卒業証書、等)が A4 サイズより大きい場合は縮小コピーをする、A4 サイズより小さい場合(運転免許証、等)は A4 の用紙にコピーする、等の御対応をお願い申し上げます。

なお、提出書類に不備等があった場合、お電話等で確認をさせていただく場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

※提出いただいた申込書類に不備がある場合は、内容の確認や修正に関する御連絡を行います。

不備の無い方から受付を行うため、その結果、御希望の日程での受講に添えない場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

(5) 申込期間

下の①～④は、3 ページ(4)受講申込方法の①～④に対応しています。

申込期間は、期毎に別日程となります。以下の申込期間に記します。

受講対象クール		申込期間	受講申込方法	受講申込書
第1期	Aクール 第1クール	4月27日(月) ～5月21日(木) (※)	①	別紙1-① 申込先：各市区町村所管課
		4月27日(月) ～5月21日(木) 必着	②③④	別紙1-① 申込先：株式会社東京リーガルマインド
第2期	第2クール 第3クール	6月15日(月) ～7月6日(月) (※)	①	別紙1-① 申込先：各市区町村所管課
		6月15日(月) ～7月6日(月) 必着	②③④	別紙1-① 申込先：株式会社東京リーガルマインド
第3期	Bクール 第4クール 第5クール	7月28日(火) ～8月18日(火) (※)	①	別紙1-① 申込先：各市区町村所管課
		7月28日(火) ～8月18日(火) 必着	②③④	別紙1-① 申込先：株式会社東京リーガルマインド
第4期	第6クール	11月2日(月) ～11月24日(火) (※)	①	別紙1-① 申込先：各市区町村所管課
		11月2日(月) ～11月24日(火) 必着	②③④	別紙1-① 申込先：株式会社東京リーガルマインド
第5期	Cクール 第7クール	12月16日(水) ～1月8日(金) (※)	①	別紙1-① 申込先：各市区町村所管課
		12月24日(木) ～1月8日(金) 必着	②③④	別紙1-① 申込先：株式会社東京リーガルマインド

※公設の放課後児童クラブに所属する方の詳細につきましては、各市区町村へ御確認ください。

(6) 提出方法

受講希望者による申込は、FAX 又は郵送でお願いいたします。

ただし、原本を必要とする受講資格確認書類がある場合は、郵送による申込のみとします。

(7) 受講決定通知について

受講の可否については、受講決定通知書の発送をもって代えさせていただきます。受講決定通知書は、所属の放課後児童クラブ宛てに送付いたします。放課後児童クラブに所属していない方には、個人住所宛てに送付いたします。

受講決定通知書は、期毎にお送りいたします。

・第1期： Aクール・第1クール…開講のおおむね3週間前に送付

・第2期： 第2クール・第3クール…開講のおおむね1ヶ月前に送付

・第3期： Bクール・第4クール・第5クール…開講のおおむね1ヶ月前に送付

・第4期： 第6クール…開講のおおむね1ヶ月前に送付

・第5期： Cクール…開講のおおむね3週間前に送付、第7クール…開講のおおむね1ヶ月前に送付

開講の1週間前になっても受講決定通知書が到着しない場合は、研修事務局へお問い合わせください。

なお、資格確認等に要した資料は返却いたしませんので、あらかじめ御了承ください。

(8) 時間割と研修時間

<集合研修>

90分×16科目＝合計24時間で計4日間実施します。

※研修の実施時間は、以下の時間割を御参照ください。

※15分以上の遅刻・早退、離席があった場合には、該当科目について欠席扱いとなりますので御注意ください。

なお、交通機関の遅れ等に伴う遅刻については、講義開始後最大45分までの入室をもって出席と認めます(その場合、必ず遅延証明書を御提出ください。)

4日間日程

時間割	1日目 (受付9:00～) (ガイダンス 9:20～)	2日目 (受付9:00～)	3日目 (受付9:00～)	4日目 (受付9:00～)
9:30～11:00	科目1	科目4	科目9	科目13
11:00～11:10	(休憩)	(休憩)	(休憩)	(休憩)
11:10～12:40	科目2	科目5	科目10	科目14
12:40～13:30	昼食	昼食	昼食	昼食
13:30～15:00	科目3	科目6	科目11	科目15
15:00～15:10	(休憩)	(休憩)	(休憩)	(休憩)
15:10～16:40	科目8	科目7	科目12	科目16
16:40～17:00	レポート記入	レポート記入	レポート記入	レポート記入

科目8は1日目に、科目4は2日目に実施します。

＜オンデマンド研修＞

インターネット上で専用ホームページにログインし、あらかじめ収録した講義の動画を視聴する形式で学習していただくものです。インターネット接続可能なパソコン・タブレット・スマートフォンがあれば所定の受講期間中いつでも受講できます。研修事務局から、受講者毎に個別にID とパスワード、教材等をお送りします。なお、受講時の本人確認として AI による顔認証システムを用います。

- ※ 受講期間は 3 ページ3. (2)実施日程・会場 ＜オンデマンド研修＞をご確認ください。
- ※ 受講するためには、受講者個人用のメールアドレスが必要です。一つのメールアドレスを、複数の受講者が使用することはできませんので、御注意ください(職場の共用メールアドレス等は使用できません)。
- ※ 受講環境については下記「オンデマンド研修受講必要環境」をご確認ください。

○ オンデマンド研修受講必要環境

- メールアドレス
受講者お一人につき、固有のメールアドレスが必要です(同一のアドレスを、複数名で使用することはできません)。
 - カメラ
受講時の本人確認のため、カメラ付の機器(パソコン、タブレット、スマートフォン)が必要です。
 - インターネット接続可能な通信環境
動画講義の視聴やレポート提出はオンライン上で行うため、インターネットに接続可能な通信環境が必要です。
 - ブラウザ
対応しているブラウザは以下の通りです。
Google Chrome(バージョン 89 以上)
Firefox(バージョン 87 以上)
Microsoft Edge(バージョン 88 以上)
Safari(バージョン 14.0.3 以上)
- ※ システム改修等により、変更される場合があります。

研修項目・科目と研修時間

- 1 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の理解(4.5時間・90分×3)
 - 科目1 放課後児童健全育成事業の目的及び制度内容
 - 科目2 放課後児童健全育成事業の一般原則と権利擁護
 - 科目3 こども家庭福祉施策と放課後児童クラブ
- 2 こどもを理解するための基礎知識(6.0時間・90分×4)
 - 科目4 こどもの発達理解
 - 科目5 児童期(6歳～12歳)の生活と発達
 - 科目6 障害のあるこどもの理解
 - 科目7 特に配慮を必要とするこどもの理解
- 3 放課後児童クラブにおけるこどもの育成支援(4.5時間・90分×3)
 - 科目8 放課後児童クラブに通うこどもの育成支援
 - 科目9 こどもの遊びの理解と支援
 - 科目10 障害のあるこどもの育成支援
- 4 放課後児童クラブにおける保護者・学校・地域との連携・協力(3時間・90分×2)
 - 科目11 保護者との連携・協力と相談支援
 - 科目12 学校・地域との連携
- 5 放課後児童クラブにおける安全・安心への対応(3時間・90分×2)
 - 科目13 こどもの生活面における対応
 - 科目14 安全対策・緊急時対応
- 6 放課後児童支援員として求められる役割・機能(3時間・90分×2)
 - 科目15 放課後児童支援員の仕事内容
 - 科目16 放課後児童クラブの運営管理と運営主体の法令の遵守

(9)科目の一部免除について

既に取得している資格等に応じて、別紙2-①のとおり、研修科目の一部について免除が可能です。

- ・保育士の資格を有する方…科目4、5、6、7免除可能
- ・教諭の資格を有する方…科目4、5免除可能
- ・社会福祉士の資格を有する方…科目6、7免除可能

※免除科目についても、積極的な受講をお願いいたします。

※資格取得見込みの方も、受講申込時に必要な書類を提出している場合は、免除可能です。

(10)修了証の交付について

全科目を受講し、東京都から修了認定されると、個人住所宛てに修了証が郵送されます(目安として、集合研修は受講最終日から、オンデマンド研修は視聴期間終了日から1か月経過後数日程度)。申込書記載の御住所宛てにお送りしますので、転居等による住所変更がある場合は、下記研修事務局へ御連絡ください。

※一部科目を修了した方には「一部科目修了証」を交付いたします。有効期限は、一部科目修了証に記載される発行日より1年間となりますので御注意ください。

※オンデマンドの受講者は、その受講形態の性質上、一部科目修了を認めません。

(11) 個人情報の取扱いについて

申込書に記載いただいた情報は、放課後児童支援員認定資格研修に関することに使用するほか、こども家庭庁への資格確認者情報の報告及び都道府県間相互の利用・提供のために使用いたします。

(12) 受講環境について

車いすを御使用の方等、集合研修を受講するにあたり環境の整備等が必要な方がいらっしゃいましたら、事前に御連絡ください。

4. 本研修についての問い合わせ先

受付時間 9:00～18:00（土・日・祝、年末年始を除く。）

株式会社東京リーガルマインド福祉支援本部内 東京都放課後児童支援員認定資格研修事務局
〒164-0001 中野区中野 4-11-10

TEL: 03-5913-6203 FAX: 03-5913-6206 E-mail: hshienin@lec-jp.com

※株式会社東京リーガルマインドは、東京都より本研修の運営業務の委託を受けております。

5. よくあるお問い合わせ

(1) 受講申込書について

Q1: 申込書を書き損じてしまったのですが、どうすればよいですか。

A1: 訂正箇所には訂正印を押印の上、お書き直してください。

Q2: 申込書に記載する氏名は、ワーキングネームでも構いませんか。

A2: 本研修の申込・受講に当たっては、本人確認書類と一致する氏名を記載してください。

(2) 受講資格確認書類について

(全般)

Q3: 受講資格確認書類に記載されている氏名が現在の氏名と異なる場合は、どのようにすればよいですか。

A3: 同一人物であることを確認するために、戸籍抄本等の公的な書類を御用意ください。自動車の運転免許証(公安委員会の印により氏名の変更が示されているもの)の写しでも構いません。

なお、公設クラブの方は、区市町村長による証明書(別紙 2-④)の添付でも可能です。

Q4: 申込後に別紙 2-①の受講資格を変更することはできますか。例えば、教諭免許有資格者として申込後に、保育士試験に合格した場合、受講資格第 1 号として認められますか。

A4: 受講資格は、原則、申込時点において有し、かつ、申込時に必要書類にて証明いただくことが必要となります。御質問のようなケースでは、受講資格第 4 号として受付しますので、保育士資格取得見込みであったとしても、受講資格の変更は認められません。

Q5: 卒業した学校が現在は統廃合のため存在しないのですが、卒業証明書はどのように取得すればよいですか。

A5: 学籍管理を引き継いでいる機関がありますので、設置主体の学校法人若しくは教育委員会等に御確認ください。

(受講資格)

Q6: 海外の高校を卒業していますが、申し込むことはできますか。

A6: 関連する書類をもとに、個別に確認します。御用意いただく書類の種類が多く、確認に時間を要するケースもあるため、お早めに御相談ください。

Q7: 実務経験証明書の「従事期間」欄について、現在も従事している場合はどのように記入すればよいでしょうか。

A7: 従事開始の年月日を明記し、「現在に至る」などと記入してください。

(受講資格第4号)

Q8: 卒業と同時に教員資格が得られる大学、短期大学を卒業していますが、その学校の卒業証書又は卒業証明書を提出してもよいですか。

A8: 別紙 2-①でお示ししているとおり、「教育職員免許状」又は「教育職員免許状授与証明書」のいずれかを御用意ください。

(3) 受講について

Q9: 申込時に欠席予定であった免除科目を受講することは可能ですか。

A9: 可能です。特段の事前の御連絡は不要です。最新の内容の修得のため、積極的に受講ください。

Q10: 研修会場に駐車場、駐輪場はありますか。

A10: 駐車場、駐輪場の確保はしておりません。会場へは原則、公共交通機関を御利用ください。車いすを御使用の方等がいらっしゃいましたら、事前に御連絡いただきますようお願いいたします。

Q11: 集合研修についてあらかじめ出席できないことが分かっている日程がありますが、その日程の科目を別のクールに振り替えて受講することは可能でしょうか。

A11: できません。お申込にあたっては、原則、全日程出席可能なクールを選択してください。なお、やむを得ない理由で欠席された科目がある場合、一部科目修了者として来年度(※)に未受講科目を受講することができます。

※ 一部科目修了者として未受講科目を受講することができる期間は、一部科目修了証に記載される発行日より1年間となりますのでご注意ください。

※ オンデマンドの受講者は、その受講形態の性質上、一部科目修了を認めません。

Q12: 希望のクールの受講決定とはならなかったのですが、キャンセル待ちはできますか。

A12: 申し訳ございませんが、キャンセル待ちの御希望はお受けしておりません。

以上